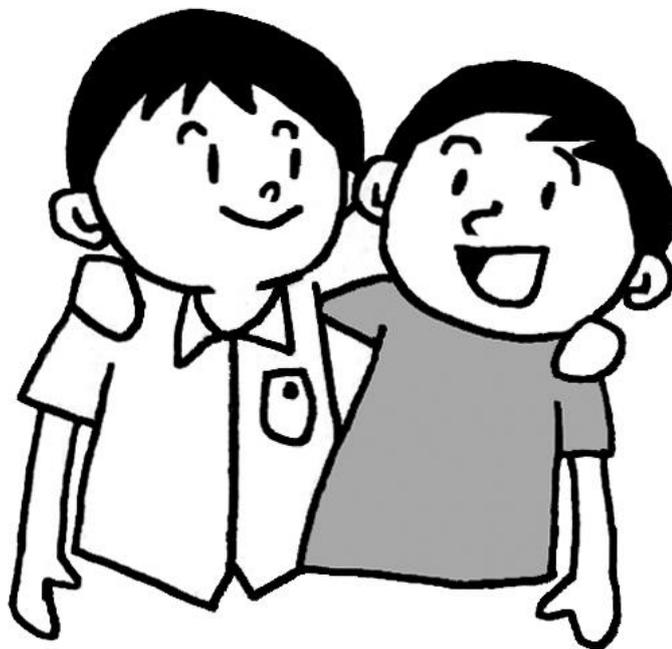


いじめ防止基本方針

～姫路市立八幡小学校～



～目次～

1. 本校の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（1 P）
2. いじめの定義といじめに対する基本的な考え方・・・・・・・・（1 P）
3. いじめの防止等の対策のための組織・・・・・・・・・・・・（1 P）
4. いじめ防止等に関する具体的な取組・・・・・・・・・・・・（2 P）
5. 重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（6 P）
6. 年間カリキュラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（9 P）

姫路市立八幡小学校いじめ防止基本方針

姫路市立八幡小学校

1 本校の方針

本校は、「自ら学ぶ、こころ豊かな八幡っ子の育成 ～基礎基本を基盤とし、自主性・創造性を培う～」を学校の教育目標に据え、「やる気いっぱい、自ら学ぶ子」「わを大切に、共に伸びる子」「たくましい体で、がんばる子」を目指し取り組んでいる。

上記の目標を達成するために、ライフスキル教育を核として、健全な自尊感情や自己有用感を高めていく。そして、すべての児童がかけがえのない一人として、学級に存在価値のある学級経営を基盤に生徒指導を進めていく。

2 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」

『いじめ防止対策推進法』

(2) いじめに対する基本的な考え

いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではないという基本理念のもと、いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめはどの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、いじめを生まない土壌づくり、学級づくりを目指し、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

3 いじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

校長、教頭、生徒指導担当、道徳・人権教育担当、教育相談担当、養護教諭、各学年代表者1名、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、当該児童の担任から構成される委員会。

(2) 職員朝会や職員会議での共通理解

生活指導委員会で話し合った指導内容や配慮の要する児童の対応等を、職員暮会（週1回）や職員会議（毎月1回）等で全職員に伝え、共通理解を図る。

4 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) 未然防止

① 学校の全教育活動を通じた豊かな心の育成

- 道徳の授業を通して、道徳的価値や規範意識を高めたり人権尊重の精神を育てたりする。
- 交流体験活動を通して、より良い人間関係（学級・仲間）をつくる。
 - ・縦割り班活動を通して、異学年の児童と触れ合う中で、他者を思いやる心を育てる。
 - ・体験活動（林間学舎や自然学校等）を通して、共生の精神を育てる。

② 健全な自尊感情・自己有用感の育成

- ライフスキル教育
 - ・常時活動（良いこと見つけや目標設定等）を通してセルフエスティーム（健全な自尊感情）を育てる。
 - ・ストレス対処スキルや対人関係スキルを習得することで、ストレスとの上手な付き合い方や対処法、他者との人間関係を円滑にする手段を学ぶ。

③ 確かな学力の育成

- 学力向上
 - ・八幡タイム（国語・算数・体育のモジュール授業）
 - ・八幡スタンダード授業（ホワイトボードを活用した主体的・対話的な深い学び）
 - ・音読の重視
 - ・読書の推進
- 生活習慣づくり
 - ・はてなつぼチェック
 - ・ひとべん（4年生以上の自主学習）
 - ・寺子屋プリント（反復基礎計算）
- 「わかる授業」の展開
 - ・ICT機器の活用。
 - ・教材研究を行い、授業改善（導入の工夫や発問の工夫）を図る。

④ 小中一貫教育の推進

- 小中一貫教育標準カリキュラムをもとに、9年間を見通した授業展開。
- 小中合同ライフスキル教育。
- 小中一貫推進委員会による情報交換。

⑤ 校内研修の充実

- 教師の指導力向上のための研修。
- 配慮を要する児童に対する指導方法や指導内容、及び経過報告。

(2) 早期発見

① 児童の実態把握

○いじめアンケートの実施（学期1回）… 計3回

- ・実態を把握する。
- ・全児童と面談し、トラブル（けんか等）があれば聴き取りをする。

○児童理解

- ・授業中や休み時間など、日々の学校生活の中から小さな変化を見逃さないよう、普段から児童と良好なコミュニケーションを図る。
- ・日記や振り返りカードなどを通して、児童の行動や心の状態を把握する。
- ・児童の行動を把握するために、記録を残す。

② 教育相談

- スクールカウンセラーを活用し、心のケアを図る。
- 養護教諭と連携し、居場所を作る。
- カウンセラーとの情報交換の中で、児童の実態を把握し、問題解決へ向かう。
- 保護者と面談し、家庭での様子を聞いたり学校での様子を伝えたりすることで、安心して登校できる学級を作る。

(3) 早期対応

① 正確な実態把握

- 発見・通告を受けた場合は、加害及び被害児童、周りの児童から個別に話を聞き、事実関係をはっきりさせる。
- 指導の際は、必ず複数の教諭で指導にあたり、事実関係を記録に残す。
- 直ちに管理職に報告する。

② 指導体制、方針の決定

- いじめ防止対策委員会を中心に、指導の方向性を決定する。
- 情報を全職員で共有し、組織的に対応する。
- 教育委員会に報告し、学校サポート・スクラムチームと連携して指導にあたる。

③ 児童・保護者への指導、支援

【被害児童への支援】

- 被害児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していく。
- 安全・安心を確保し、心のケアを図る。
- 今後の対策について、共に考える。

【被害児童の保護者への支援】

- 事実関係を正確に伝える。

○いじめ事案が発生したら、全職員で対応にあたり、全力を尽くすという旨を伝え、少しでも安心感をあたえるようにする。

○保護者の思いや願いを真摯に受け止め、最善の解決策を一緒に考える。

【加害児童への指導・支援】

○いじめは決して許されないという毅然とした態度で、加害児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導をする。

○いじめの事実を確認する。

○いじめになった背景や要因を理解させる。

○被害児童の苦痛に気付かせる。

○今後の生活のあり方や考え方を考えさせ、再びいじめ事案を起こさないよう指導する。

【加害児童の保護者への支援】

○事実確認をした後、直接面談し、説明する。

○加害児童の心の成長のために、職員は指導・支援に努め、また保護者の協力が必要不可欠であることを伝え、ともに歩んでいく。

○加害児童や保護者の心情に配慮する。

【保護者同士が対立する場合などの支援】

○教職員が間に入って関係調整をする場合は、中立・公正性を大切に対応する。

○管理職・生活指導担当・担任など、複数で対応する。

○双方の話をよく聞き、最善の解決策を模索する。

【いじめが起きた学級及び集団への指導】

○面白がって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対して、自分たちでいじめ問題を解決していこうとする心を育てていく。

○自分の問題として捉えさせる。

○いじめをしないという強い気持ちをもてるよう、ライフスキル教育を中心に、すべての教育活動で指導していく中で、望ましい人間関係づくりに努める。

○「いじめられる側にも問題がある」「大人にちくるのは卑怯」という考え方は間違いであるということを再認識させる。

④事後の対応

○教育委員会に報告する。

○スクールカウンセラーや教育センターなどの相談を通して、被害児童の心のケアを図る。

○被害児童の不安がなくなるまで、継続して見守っていく。

○いじめ解消3か月後、被害児童に対して再度面談し、苦痛等感じていないか確認する。

○安心して登校できる学級にするために、誰もが大切にされる学級経営を行う。

○PDCAサイクル（学校評価に位置付け、評価結果を踏まえて改善を図る）。

⑤関係機関との連携

○いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められた場合は、教育的な配慮

- や被害児童等の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談し、適正に援助を求める。
- 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。
 - 児童相談所や少年センター等の関係機関との情報交換を適宜おこなう。

(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

① ネットいじめの定義

携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示版などに、特定の子どもが悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

② ネットいじめの予防

【保護者への指導】

- 携帯電話やゲーム機器等の機能を保護者が把握した上で、買い与えるよう啓発する。
- フィルタリングや保護者の見守りなどについて啓発する。
- 非行防止大会等の講演会を通じて、知識や予防策を学ぶよう啓発する。
- 使用にあたってのルールづくりを家庭の中でしっかり行うことを啓発する。

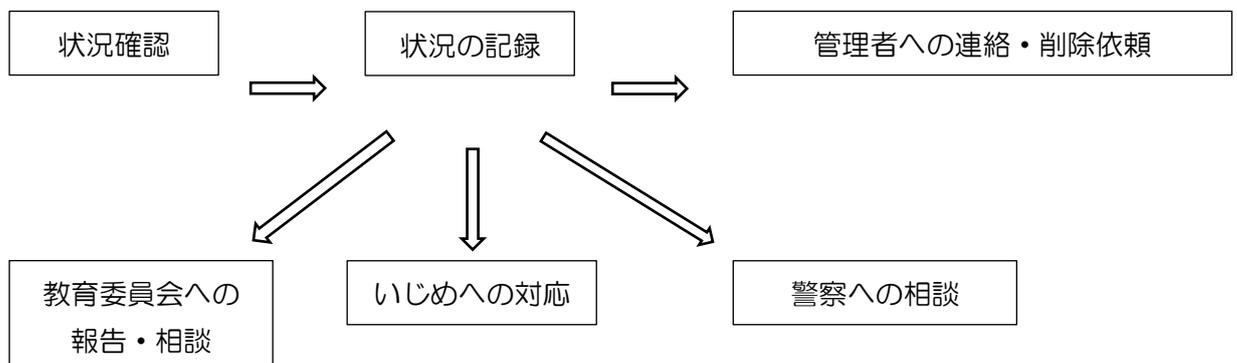
【児童への指導】

- 教科や学級活動などの時間を用いて、情報モラル教育の充実を図る。
- 相手を誹謗中傷する内容をネットに書きこんだり投稿したりしない。
- ネットの書き込みを発見した場合（自他ともに）は、両親や担任等に知らせる。

【職員への指導】

- 情報機器の基本的な機能について研修を図る。
- 情報モラルに関する研修を受けたり行ったりする。
- 保護者と連携し、SOSサインを見逃さないよう気をつける。

③ 書き込み等があったときの対応



(5) 新型コロナウイルス感染症に関連するいじめの対応

【指導のねらい】

新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見について考え、適切な行動をとることができるようにする。

【児童への指導】

○感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は許されないことを指導する。

○見えないウイルスへの不安から、特定の対象（※1）を嫌悪の対象としてしまうことで、差別や偏見が起こることを指導する。

※1 ・感染症が広がっている地域に住んでいる人 ・咳をしている人
・マスクをしていない人 ・外国から来た人

○差別や偏見のもととなる「不安」を解消するためにも、正しい情報（公的機関が提供する情報）を得ること、悪い情報ばかりに目を向けないこと、差別的な言動に同調しないことが大切であることを指導する。

(6) 家庭や地域との連携

○ホームページや学校便り等により相談窓口や連絡体制の周知を図る。

○子ども見守り隊やスクールヘルパー等の協力の一層の強化を図る。

○保護者会や地域の会合等で学校のいじめに対する取組や方針を伝える。

(7) 関係機関との連携

① 警察との連携

刑罰法規に抵触するいじめや児童の生命・身体の安全が脅かされている場合については、早期に警察に通報するとともに子ども家庭センター等の協力を得る。

② 福祉機関との連携

いじめ問題の背景として養育状況等の家庭の要因が考えられる場合には、こども支援課、こども家庭センターや民生委員・児童委員等の協力を得る。

③ 法務局との連携

「子ども人権110番」をはじめ、法務局人権相談窓口等の周知を図る。

④ 医療機関との連携

いじめを受けた児童の外傷及び心的外傷が認められる場合は、積極的に医療機関との連携をおこなう。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

①いじめにより該当学年に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

【心身又は財産に重大な被害】

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

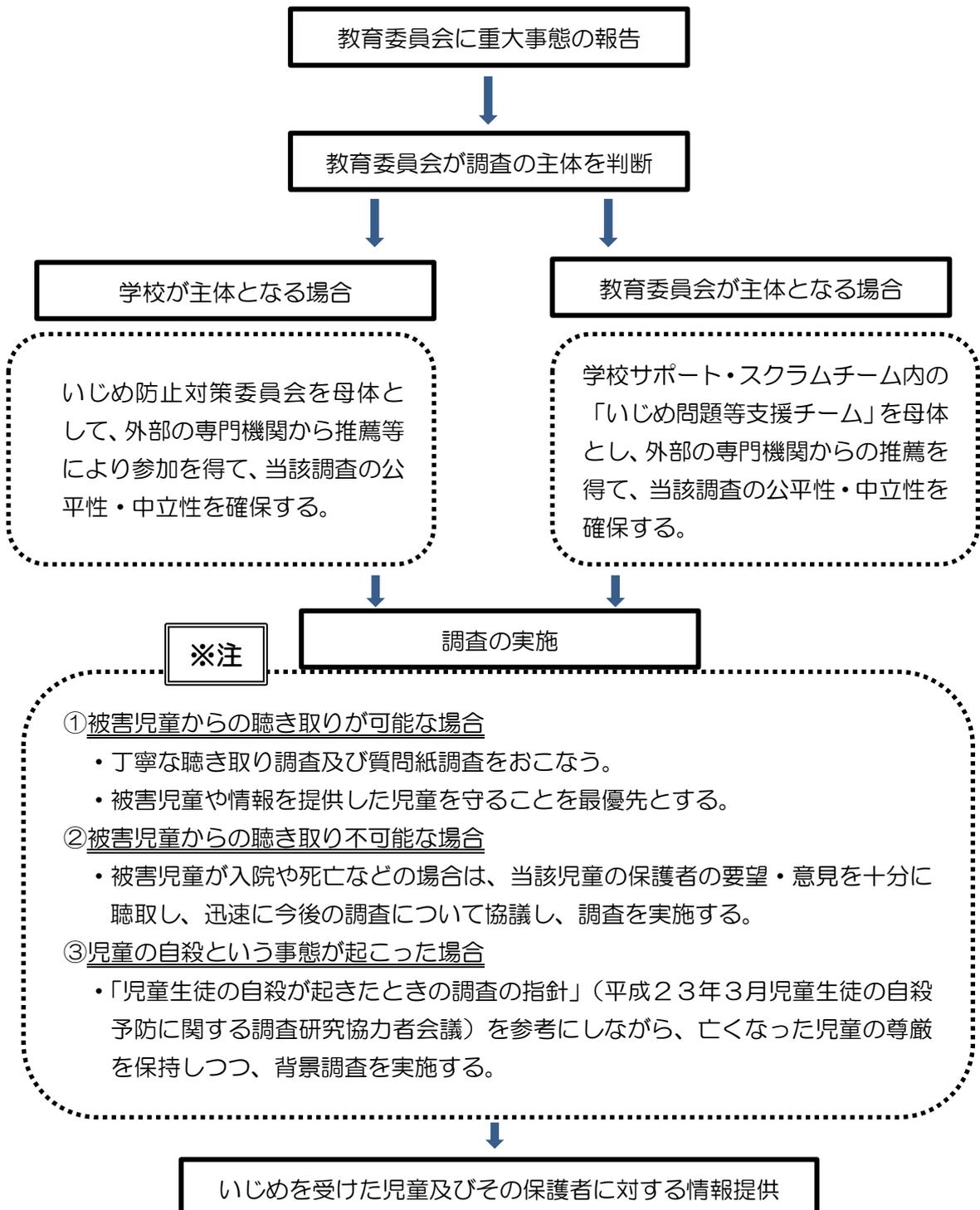
②いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

【相当の期間学校を欠席】

- ・年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手することが必要。

③重大事態への対処にあたっては、適切かつ真摯に対応する。

(2) 重大事態の対応フローチャート



- ・調査によって明らかになった事実関係について姫路市個人情報保護条例を踏まえた上で、適時・適切な方法で経過報告に努める。

調査結果について市長に報告

(3) 学校の対応フローチャート

教育委員会に重大事態の報告

事実確認及び情報収集

- ・教頭が窓口となり、マスコミや警察等の対応にあたる。
- ・緊急職員会議を行い、全教職員に報告し、共通理解を図る。
- ・いじめアンケートの確認や担任や同学年の教諭から聞き取り。

緊急保護者会

全校集会

- ・管理職（校長・教頭）、生活指導担当、担任等が出席し、現時点で分かる範囲での児童の特徴や学校での様子を伝える。
- ・事実関係をはっきりさせることを約束する。
- ・他の児童の心のケアを図るための手立てを伝える。（スクールカウンセラーの増員等）
- ・今後の学校の方針や対応策を伝える。

- ・命の尊さについて考えさせ、自他ともに大切にすることを伝える。
- ・心のケアを図るための手立てを伝える。（スクールカウンセラーの増員等）
- ・児童対象の調査を行うことを伝える。

調査の実施

※注と同様で調査をする。

いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報提供

- ・調査によって明らかになった事実関係について姫路市個人情報保護条例を踏まえた上で、適時・適切な方法で経過報告に努める。

保護者会

調査結果について市長に報告

年間指導計画

姫路市立八幡小学校

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議・研修等	いじめ対応チーム会議 ・年間指導計画立案 ・職員研修会	いじめ対応チーム会議 ・いじめの有無の確認 と要支援児童への対応 協議	いじめ対応チーム会議 ・いじめの有無の確認 と要支援児童への対応 協議 第1回学校評議員会 ・学校の現状説明と 評議員の助言	いじめ対応チーム会議 ・いじめの有無の確認 と要支援児童への対応 協議 ・1学期の総括と夏季 休業中の取組 スクールヘルパー会議	いじめ対応チーム会議 ・いじめの有無の確認 と要支援児童への対応 協議 ・小中合同カウンセリ ングマインド研修	いじめ対応チーム会議 ・いじめの有無の確認 と要支援児童への対応 協議 ・ライフスキル教育 研修
未然防止に向けた取組			・スクールカウンセラ ーによる教育相談 ・ライフスキル教育	・スクールカウンセラ ーによる教育相談		・集会活動 ・スクールカウンセラ ーによる教育相談 ・ライフスキル教育
早期発見に向けた取組			・いじめに関するアン ケート調査 ・アンケートに基づく 面談 ・スクールカウンセラ ーによる教育相談	・スクールカウンセラ ーによる教育相談		・いじめに関するアン ケート調査 ・アンケートに基づく 面談 ・スクールカウンセラ ーによる教育相談

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議・研修等	いじめ対応チーム会議 ・いじめの有無の確認 と要支援児童への対応 協議	いじめ対応チーム会議 ・いじめの有無の確認 と要支援児童への対応 協議	いじめ対応チーム会議 ・いじめの有無の確認 と要支援児童への対応 協議 ・2学期の総括と冬季 休業中の取組 スクールヘルパー会議	いじめ対応チーム会議 ・いじめの有無の確認 と要支援児童への対応 協議 ・学校の現状説明と情 報交換	いじめ対応チーム会議 ・いじめの有無の確認 と要支援児童への対応 協議 第2回学校評議員会 ・学校の現状説明と 評議員の助言	いじめ対応チーム会議 ・いじめの有無の確認 と要支援児童への対応 協議 ・3学期の総括と春季 休業中の取組 スクールヘルパー会議
未然防止に向けた取組	・集会活動 ・スクールカウンセラ ーによる教育相談	・集会活動 ・スクールカウンセラ ーによる教育相談	・集会活動 ・スクールカウンセラ ーによる教育相談	・集会活動 ・スクールカウンセラ ーによる教育相談 ・ライフスキル教育	・集会活動 ・スクールカウンセラ ーによる教育相談	・集会活動 ・スクールカウンセラ ーによる教育相談
早期発見に向けた取組	・スクールカウンセラ ーによる教育相談	・いじめに関するアン ケート調査 ・アンケートに基づく 面談 ・スクールカウンセラ ーによる教育相談	・スクールカウンセラ ーによる教育相談	・スクールカウンセラ ーによる教育相談	・いじめに関するアン ケート調査 ・アンケートに基づく 面談 ・スクールカウンセラ ーによる教育相談	・スクールカウンセラ ーによる教育相談

